

## 子どもを性暴力から守る 日本版DBS法について

山本左近の活動はこちら



H.P. YouTube Twitter Facebook Instagram

最近、学校で盗撮された画像などを共有するコミュニティがあったことが報道され、子や保護者に不安が広がっています。子どもへの性暴力等は、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、絶対に防がなければなりません。こうした背景を受けて、昨年、日本版DBS（ディスクロージャー・アンド・バリケード・サービス）法が成立しました。今回は、日本版DBSについて解説します。

### 《DBS法とは》

DBS法は、子どもと直接接する職場における児童対象性暴力等を防止するためにイギリスで導入された法制度です。ディスクロージャーは「開示」、バリケードは「除く、禁止」と訳されますので、「犯罪歴の開示・照会と職業制限を行う制度」との意味です。

### 《経緯》

学校など子どもと大人が閉ざされた空間を共有する場で、教員による盗撮や不適切な接触といった児童生徒への性暴力が後

を絶ちません。子どもが被害に遭ってからでは遅い。そのため数年間、議論を重ね、昨年6月に日本版DBS法が成立しました。一刻も早い施行が求められるなか、来年の施行に向けて、今秋に制度の骨格が中間取りまとめとして示される予定です。

### 《日本版DBSとは》

この法律の大きな特徴は、教員や保育士、塾講師など、児童生徒と日常的に接する職業に従事する人の過去の性犯罪歴を、採用時など必要に応じて事業者や行政が確認できる仕組みを整えた点にあります。これまでは、性犯罪歴の確認は困難で、性犯罪歴があっても教育現場に再度関わるリスクがありました。

DBS法の成立により、こうした「見えないリスク」を可視化し、雇用側が適切な判断と対応を取れる環境が整備されました。また、DBS法は性犯罪歴のみならず、雇用制限や情報提供の手続きを明確に規定し、現場や自治体の実務においても一貫性と透明性を持たせることを目指しています。これにより、子どもたちを守

るための抑止力が強化されるとともに、性犯罪歴のある者が再び教育現場に戻ることを未然に防ぐ制度的な枠組みが整備されました。もっとも、犯罪歴という重要な情報が本人以外の一般の人には知られる制度ですから、その情報の管理体制など、施行に向けて取り組むべき課題は多くあります。

### 《子どもたちが誰一人性暴力等にあうことがない社会の実現を目指して》

今後、日本版DBS法の運用開始に向けて、現場の声を反映したルールづくりや、加害リスクを早期に察知する研修・啓発活動の拡充が不可欠です。また、被害を受けた児童生徒への継続的な支援と、再発防止のための倫理教育も重要となります。社会全体で子どもの安全を守る意識を高め、DBS制度をより実効性のあるものとするための不断の努力が求められます。

前衆議院議員



不屈の  
三河武士

《やまもと・さこん》

愛知県豊橋市出身。1982年7月9日生まれ。43歳。豊橋南高校卒業、南山大学。11歳、レーシングキャリアスタート。19歳、単身渡欧。24歳、当時日本人最年少F1ドライバーデビュー。30歳、帰国後、医療介護福祉の世界に。医療法人・社会福祉法人さわらびグループの統括本部長就任。2019年第25回参議院議員通常選挙（比例代表）に自民党公認で立候補し、落選。2021年第49回衆議院議員総選挙（東海ブロック比例代表）に自民党公認で立候補し初当選。当選直後から、合成燃料の国産化の必要性を訴え、3年以内に日本初の実証プラントの稼働を実現した。また、2022年8月、初当選後一年に満たない中、文部科学大臣政務官兼復興大臣政務官に異例の抜擢。科学技術・文化の担務を中心に活躍。2024年第50回衆議院議員総選挙に自民党比例代表で2期目に立候補するも落選し現在に至る。英語、スペイン語を話すマルチリンガル。

# 日本版DBS法について

日本版DBS法は、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する制度です。学校・認定こども園・保育所などの、学校教育法や児童福祉法などにもとづいて認可を受けている事業者については、こども性暴力防止法にもとづき日本版DBSの対象となります（義務化）。一方、認可外保育施設や学習塾などについては、認定制とし、認定を受けた事業者についてのみ、日本版DBSの対象となります。認定を受けた事業者は、性犯罪歴の確認が義務化されますが、認定を受け安全な事業運営を行っていることを広告表示できます。

支配性  
継続性  
閉鎖性

学校  
保育園  
放課後等  
デイなど

福祉  
スポーツ  
クラブや  
学習塾  
など

## 対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、次の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ① 支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
- ② 継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
- ③ 閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）

## 対象事業の例

### 学校設置者等 【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
  - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
  - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
  - ・ 認定こども園
  - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
  - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
  - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
  - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
  - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 民間教育保育等事業者 【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程、簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
  - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの、公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
  - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
    - ・ 放課後児童クラブ等
    - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
    - ・ 認可外保育施設
    - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
    - ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
  - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
    - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
    - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
  - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
    - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

## 犯罪事実確認事務フロー（イメージ）

### 犯罪事実確認書交付フロー（犯歴なしの場合）

- ① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
- ② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答通知
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

### 犯罪事実確認書交付フロー（犯歴ありの場合）

- ① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
- ② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答通知
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に対し、回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は事業者に交付されない。
- ⑥-1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退等すれば、申請取下げの後、犯罪事実確認書は交付されない
- ⑥-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



中間とりまとめ素案 こども性暴力防止法施行準備検討会→  
令和7年6月30日

